



資料1-1

第202200281756号
令和5年3月16日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県知事 平井 伸治
(公印省略)

鳥取海区漁場計画（案）について（諮問）

このことについて、別紙のとおり作成しましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項の規定により諮問します。

担当
農林水産部水産振興局
漁業調整課
漁業調整担当 西田
電話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

鳥取海区漁場計画（案）

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 海共第1号

ア 漁場の位置 鳥取市福部町及び岩美郡岩美町地先

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度36分51.66秒 東経134度22分13.22秒

(鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒

(鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(ウ) 北緯35度37分34.30秒 東経134度21分44.47秒

((ア)から331度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

(エ) 北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒

((イ)から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市福部町及び岩美郡岩美町

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(2) 公示番号 海共第2号

ア 漁場の位置 鳥取市(同市福部町及び青谷町を除く。)地先

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大

1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)から(ト)までの各点を順次直線で結んだ線、(ナ)と(ニ)を直線で結んだ線、陸岸及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに(ネ)から(ヨ)までの各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第1号 北緯35度32分34.43秒 東経134度11分1.65秒

(鳥ヶ島灯台の中心点)

基点第2号 北緯35度31分49.34秒 東経134度9分7.63秒の地点

(ア) 北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒

(鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯35度31分45.09秒 東経134度0分49.70秒

(鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(ウ) 北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒

((ア)から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

(エ) 北緯35度32分33.46秒 東経134度0分43.13秒

((イ)から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

(オ) 北緯35度32分44.28秒 東経134度11分4.75秒

(鳥取港第3防波堤北端)

(カ) 北緯35度32分47.55秒 東経134度11分4.34秒

(基点第1号から9度30分(真方位)410メートルの点)

(キ) 北緯35度32分50.05秒 東経134度11分2.71秒

(基点第1号から3度10分(真方位)482メートルの点)

(ク) 北緯35度32分56.23秒 東経134度11分16.74秒

(基点第1号から29度30分(真方位)772メートルの点)

(ケ) 北緯35度33分0.74秒 東経134度11分27.26秒

(基点第1号から38度30分(真方位)1036メートルの点)

(コ) 北緯35度33分0.97秒 東経134度11分27.02秒

(基点第1号から38度0分(真方位)1038メートルの点)

(サ) 北緯35度33分2.14秒 東経134度11分30.11秒

(基点第1号から40度0分(真方位)1115メートルの点)

(シ) 北緯35度32分59.63秒 東経134度11分31.78秒

(基点第1号から44度20分(真方位)1086メートルの点)

(ス) 北緯35度32分45.30秒 東経134度11分30.84秒

(基点第1号から65度30分(真方位)808メートルの点)

(セ) 北緯35度32分42.92秒 東経134度11分31.25秒

(基点第1号から70度40分(真方位)790メートルの点)

(ソ) 北緯35度32分36.54秒 東経134度11分34.42秒

(基点第1号から85度30分(真方位)828メートルの点)

(タ) 北緯35度32分38.78秒 東経134度11分41.19秒

(基点第1号から82度20分(真方位)1005メートルの点)

(チ) 北緯35度32分39.47秒 東経134度11分42.96秒

(基点第1号から81度30分(真方位)1052メートルの点)

- (ツ) 北緯 35 度 32 分 31.77 秒 東経 134 度 11 分 48.10 秒
(基点第 1 号から 94 度 0 分 (真方位) 1173 メートルの点)
- (テ) 北緯 35 度 32 分 31.67 秒 東経 134 度 11 分 48.02 秒
(基点第 1 号から 94 度 10 分 (真方位) 1171 メートルの点)
- (ト) 北緯 35 度 32 分 25.27 秒 東経 134 度 11 分 52.19 秒
(基点第 1 号から 102 度 30 分 (真方位) 1304 メートルの点)
- (ナ) 北緯 35 度 32 分 28.47 秒 東経 134 度 11 分 2.83 秒
(鳥取港西防波堤北端)
- (ニ) 北緯 35 度 32 分 32.41 秒 東経 134 度 11 分 1.65 秒
(鳥取港鳥ヶ島南端)
- (ヌ) 北緯 35 度 31 分 53.42 秒 東経 134 度 9 分 32.94 秒
(基点第 2 号から 78 度 50 分 (真方位) 650 メートルの点)
- (ネ) 北緯 35 度 31 分 55.02 秒 東経 134 度 9 分 32.66 秒
((ヌ) と (ノ) を結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点)
- (ノ) 北緯 35 度 31 分 55.44 秒 東経 134 度 9 分 32.58 秒
(基点第 2 号から 73 度 20 分 (真方位) 656 メートルの点)
- (ハ) 北緯 35 度 31 分 56.78 秒 東経 134 度 9 分 11.06 秒
(基点第 2 号から 20 度 40 分 (真方位) 245 メートルの点)
- (ヒ) 北緯 35 度 31 分 56.78 秒 東経 134 度 9 分 10.32 秒
(基点第 2 号から 16 度 30 分 (真方位) 239 メートルの点)
- (フ) 北緯 35 度 31 分 56.45 秒 東経 134 度 9 分 9.65 秒
(基点第 2 号から 13 度 5 分 (真方位) 225 メートルの点)
- (ヘ) 北緯 35 度 31 分 55.93 秒 東経 134 度 9 分 9.42 秒
(基点第 2 号から 12 度 30 分 (真方位) 208 メートルの点)
- (ホ) 北緯 35 度 31 分 51.21 秒 東経 134 度 9 分 8.98 秒
(基点第 2 号から 30 度 30 分 (真方位) 67 メートルの点)
- (マ) 北緯 35 度 31 分 51.51 秒 東経 134 度 9 分 3.21 秒
(基点第 2 号から 301 度 0 分 (真方位) 130 メートルの点)
- (ミ) 北緯 35 度 31 分 51.99 秒 東経 134 度 9 分 3.21 秒
(基点第 2 号から 306 度 15 分 (真方位) 138 メートルの点)
- (ム) 北緯 35 度 31 分 52.06 秒 東経 134 度 9 分 1.99 秒
(基点第 2 号から 300 度 30 分 (真方位) 165 メートルの点)
- (メ) 北緯 35 度 31 分 51.60 秒 東経 134 度 9 分 1.91 秒
(基点第 2 号から 295 度 45 分 (真方位) 160 メートルの点)
- (モ) 北緯 35 度 31 分 52.97 秒 東経 134 度 8 分 35.99 秒
(基点第 2 号から 278 度 0 分 (真方位) 805 メートルの点)
- (ヤ) 北緯 35 度 31 分 51.99 秒 東経 134 度 8 分 35.88 秒
(基点第 2 号から 275 度 50 分 (真方位) 804 メートルの点)
- (ユ) 北緯 35 度 31 分 50.61 秒 東経 134 度 9 分 1.88 秒
(基点第 2 号から 285 度 10 分 (真方位) 150 メートルの点)
- (ヨ) 北緯 35 度 31 分 50.37 秒 東経 134 度 9 分 1.88 秒
((ユ) と (ラ) を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線との交点)

(ラ) 北緯 35 度 31 分 48.82 秒 東経 134 度 9 分 1.71 秒

(基点第 2 号から 263 度 50 分 (真方位) 150 メートルの点)

ウ 漁業 の種類、漁業の 名称及び漁業時 期漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市 (同市福部町及び青谷町を除く。)

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(3) 公示番号 海共第3号

ア 漁場の位置 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町地先

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)と(カ)を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

(ア) 北緯 35 度 31 分 45.09 秒 東経 134 度 0 分 49.70 秒

(鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯 35 度 30 分 14.21 秒 東経 133 度 43 分 2.84 秒

(北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(ウ) 北緯 35 度 32 分 33.46 秒 東経 134 度 0 分 43.13 秒

((ア) から 353 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 1,500 メートルの線との交点)

(エ) 北緯 35 度 31 分 2.58 秒 東経 133 度 42 分 56.27 秒

((イ) から 353 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 1,500 メートルの線との交点)

(オ) 北緯 35 度 31 分 1.42 秒 東経 133 度 56 分 14.90 秒

(泊漁港北防波堤南西端)

(カ) 北緯 35 度 30 分 59.74 秒 東経 133 度 56 分 12.20 秒

(泊漁港第2西防波堤北端)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	こたまがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(4) 公示番号 海共第5号

ア 漁場の位置 米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町地先

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)と(カ)を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域並びに(キ)と(ク)を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

(ア) 北緯35度30分14.21秒 東経133度43分2.84秒

(北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯35度27分13.08秒 東経133度23分31.06秒

(米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(ウ) 北緯35度31分18.71秒 東経133度42分54.08秒

((ア)から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)

(エ) 北緯35度28分16.27秒 東経133度23分49.13秒

((イ)から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)

(オ) 北緯35度30分42.89秒 東経133度39分32.10秒

(赤碕港東防波堤西端)

(カ) 北緯35度30分43.15秒 東経133度39分29.80秒

(赤碕港西防波堤北東端)

(キ) 北緯 35 度 27 分 51.34 秒 東経 133 度 25 分 32.10 秒

(淀江漁港内東防波堤 (東) 南西端)

(ク) 北緯 35 度 27 分 47.24 秒 東経 133 度 25 分 32.39 秒

(淀江漁港西防波堤北西端)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり (いわのり) 漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	えごのり (いぎす) 漁業	7月21日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	ひじき漁業	4月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	にいな漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
なまこ漁業		

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 公示番号 海共第6号

ア 漁場の位置 米子市 (同市淀江町を除く。) 及び西伯郡日吉津村地先

イ 漁場の区域 次の (ア) と (ウ) を直線で結んだ線、(ウ) と (エ) を結んだ最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線、(イ) と (エ) を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 27 分 13.08 秒 東経 133 度 23 分 31.06 秒

(米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯 35 度 30 分 3.56 秒 東経 133 度 15 分 46.80 秒

(米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(ウ) 北緯 35 度 28 分 16.27 秒 東経 133 度 23 分 49.13 秒

((ア) から 13 度 10 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点)

(エ) 北緯 35 度 30 分 29.95 秒 東経 133 度 16 分 59.30 秒

((イ) から 66 度 0 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 公示番号 海共第8号

ア 漁場の位置 境港市地先

イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域

（ア）北緯35度30分3.56秒 東経133度15分46.80秒

（米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点）

（イ）北緯35度30分43.82秒 東経133度15分0.60秒

（境港市新屋町所在の新屋川左岸の標杭）

（ウ）北緯35度30分29.95秒 東経133度16分59.30秒

（ア）から66度0分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点）

（エ）北緯35度31分15.28秒 東経133度16分10.03秒

（イ）から61度0分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点）

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 境港市

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(7) 公示番号 海区第1号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽根地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 36 分 22.92 秒 東経 134 度 20 分 50.10 秒
(東漁港北防波堤南西端)

(イ) 北緯 35 度 36 分 22.68 秒 東経 134 度 20 分 49.84 秒
((ア) から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 36 分 24.83 秒 東経 134 度 20 分 46.86 秒
((エ) から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 36 分 25.07 秒 東経 134 度 20 分 47.12 秒
((ア) から 311 度 30 分 (真方位) 100 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(8) 公示番号 海区第2号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽根地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第3号 北緯 35 度 36 分 22.92 秒 東経 134 度 20 分 50.10 秒
(東漁港北防波堤南西端)

(ア) 北緯 35 度 36 分 21.23 秒 東経 134 度 20 分 45.20 秒
(基点第3号から 247 度 7 分 (真方位) 134 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 36 分 21.55 秒 東経 134 度 20 分 45.17 秒
(基点第3号から 251 度 14 分 (真方位) 131 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 36 分 21.09 秒 東経 134 度 20 分 41.28 秒
(基点第3号から 255 度 45 分 (真方位) 229 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火

による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(9) 公示番号 海区第3号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 35 分 35.97 秒 東経 134 度 19 分 3.11 秒

(田後港波除堤(施設番号 B-1-17)北東端)

(イ) 北緯 35 度 35 分 37.91 秒 東経 134 度 19 分 2.94 秒

((ア)から 356 度(真方位)60.0メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 35 分 37.84 秒 東経 134 度 19 分 1.79 秒

((ア)から 330 度(真方位)66.6メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 35 分 35.94 秒 東経 134 度 19 分 1.96 秒

(田後港波除堤(施設番号 B-1-17)北西端)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 岩美郡岩美町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(10) 公示番号 海区第4号

ア 漁場の位置 鳥取市福部町岩戸地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第4号 北緯 35 度 33 分 55.38 秒 東経 134 度 16 分 21.70 秒

(岩戸港北防波堤灯台)

(ア) 北緯 35 度 33 分 53.84 秒 東経 134 度 16 分 25.62 秒

(基点第4号から 115 度 40 分(真方位)109.5メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 33 分 54.83 秒 東経 134 度 16 分 26.06 秒

(基点第4号から 98 度 50 分(真方位)111メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 33 分 52.59 秒 東経 134 度 16 分 29.26 秒

(基点第4号から 114 度 20 分(真方位)209メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 33 分 52.08 秒 東経 134 度 16 分 27.55 秒

(基点第4号から 124 度 40 分(真方位)179メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市福部町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(11) 公示番号 海区第5号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第5号 北緯 35 度 31 分 21.84 秒 東経 134 度 1 分 11.44 秒

(船磯漁港第二港内防波堤南東端)

(ア) 北緯 35 度 31 分 22.25 秒 東経 134 度 1 分 9.11 秒

(基点第5号から 282 度 (真方位) 60 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 31 分 19.30 秒 東経 134 度 1 分 8.44 秒

(基点第5号から 224 度 (真方位) 109 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 31 分 19.42 秒 東経 134 度 1 分 6.74 秒

(基点第5号から 237 度 50 分 (真方位) 140 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(12) 公示番号 海区第6号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第6号 北緯 35 度 31 分 23.11 秒 東経 134 度 1 分 13.13 秒

(船磯漁港第三港内防波堤南西端)

(ア) 北緯 35 度 31 分 15.65 秒 東経 134 度 1 分 12.23 秒

(基点第6号から 185 度 40 分 (真方位) 231 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 31 分 15.99 秒 東経 134 度 1 分 11.83 秒

(基点第6号から 188 度 30 分 (真方位) 222 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 31 分 20.38 秒 東経 134 度 1 分 15.28 秒

(基点第6号から 147 度 15 分 (真方位) 100 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 31 分 21.22 秒 東経 134 度 1 分 15.96 秒

(基点第6号から 129 度 15 分 (真方位) 92 メートルの点)

(オ) 北緯 35 度 31 分 20.73 秒 東経 134 度 1 分 16.39 秒

(基点第 6 号から 131 度 50 分 (真方位) 110 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(13) 公示番号 海区第 7 号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (オ) の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 31 分 23.11 秒 東経 134 度 1 分 13.13 秒

(船磯漁港第三港内防波堤南西端)

(イ) 北緯 35 度 31 分 20.38 秒 東経 134 度 1 分 15.28 秒

((ア) から 147 度 15 分 (真方位) 100 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 31 分 21.22 秒 東経 134 度 1 分 15.96 秒

((ア) から 129 度 15 分 (真方位) 92 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 31 分 20.73 秒 東経 134 度 1 分 16.38 秒

((ア) から 131 度 50 分 (真方位) 110 メートルの点)

(オ) 北緯 35 度 31 分 21.34 秒 東経 134 度 1 分 16.92 秒

((ア) から 119 度 40 分 (真方位) 110 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (貝類垂下式養殖業)

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(14) 公示番号 海区第 8 号

ア 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (エ) の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第 7 号 北緯 35 度 31 分 24.70 秒 東経 133 度 58 分 19.80 秒

(長和瀬港防波堤灯台)

- (ア) 北緯 35 度 31 分 20.93 秒 東経 133 度 58 分 17.96 秒
(基点第 7 号から 201 度 43 分 (真方位) 125 メートルの点)
- (イ) 北緯 35 度 31 分 20.67 秒 東経 133 度 58 分 18.44 秒
(基点第 7 号から 195 度 26 分 (真方位) 129 メートルの点)
- (ウ) 北緯 35 度 31 分 19.38 秒 東経 133 度 58 分 17.15 秒
(基点第 7 号から 202 度 12 分 (真方位) 177 メートルの点)
- (エ) 北緯 35 度 31 分 19.68 秒 東経 133 度 58 分 16.72 秒
(基点第 7 号から 206 度 40 分 (真方位) 173 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。))

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市青谷町

キ 条件

- (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(15) 公示番号 海区第 9 号

ア 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町大字泊地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (ウ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域
基点第 8 号 北緯 35 度 31 分 1.42 秒 東経 133 度 56 分 14.95 秒
(泊漁港北防波堤南西端)

- (ア) 北緯 35 度 31 分 0.16 秒 東経 133 度 56 分 12.22 秒
(基点第 8 号から 240 度 30 分 (真方位) 79 メートルの点)
- (イ) 北緯 35 度 30 分 55.44 秒 東経 133 度 56 分 6.07 秒
(基点第 8 号から 230 度 30 分 (真方位) 290 メートルの点)
- (ウ) 北緯 35 度 31 分 1.13 秒 東経 133 度 56 分 1.46 秒
(基点第 8 号から 268 度 30 分 (真方位) 340 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

- (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
- (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(16) 公示番号 海区第 10 号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 28 分 49.11 秒 東経 133 度 25 分 52.05 秒

(平田漁港東側防波堤南西端)

(イ) 北緯 35 度 28 分 50.14 秒 東経 133 度 25 分 53.02 秒

((ア) から 37 度 30 分 (真方位) 40 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 28 分 50.78 秒 東経 133 度 25 分 57.24 秒

((ア) から 68 度 30 分 (真方位) 140.5 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 28 分 49.92 秒 東経 133 度 25 分 57.39 秒

((ア) から 79 度 30 分 (真方位) 137 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(17) 公示番号 海区第11号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第9号 北緯 35 度 28 分 49.11 秒 東経 133 度 25 分 52.05 秒

(平田漁港東側防波堤南西端)

(ア) 北緯 35 度 28 分 48.51 秒 東経 133 度 26 分 1.42 秒

(基点第9号から 94 度 30 分 (真方位) 237 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 28 分 47.72 秒 東経 133 度 25 分 55.86 秒

(基点第9号から 114 度 (真方位) 105 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 28 分 45.82 秒 東経 133 度 25 分 56.44 秒

(基点第9号から 132 度 30 分 (真方位) 150 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 28 分 45.50 秒 東経 133 度 25 分 57.86 秒

(基点第9号から 127 度 15 分 (真方位) 184 メートルの点)

(オ) 北緯 35 度 28 分 40.15 秒 東経 133 度 25 分 55.77 秒

(基点第9号から 161 度 15 分 (真方位) 291.5 メートルの点)

(カ) 北緯 35 度 28 分 36.45 秒 東経 133 度 26 分 0.11 秒

(基点第9号から 152 度 30 分 (真方位) 440 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(18) 公示番号 海区第 12 号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 28 分 29.99 秒 東経 133 度 25 分 56.69 秒

(大山町平田所在の漁港境界鉾)

(イ) 北緯 35 度 28 分 28.93 秒 東経 133 度 25 分 48.22 秒

((ア) から 261 度 20 分 (真方位) 216 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 28 分 23.75 秒 東経 133 度 25 分 44.15 秒

((ア) から 238 度 40 分 (真方位) 370 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 28 分 19.18 秒 東経 133 度 25 分 48.43 秒

((ア) から 212 度 0 分 (真方位) 393 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(19) 公示番号 海区第 13 号

ア 漁場の位置 境港市地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第 10 号 北緯 35 度 33 分 7.84 秒 東経 133 度 16 分 19.63 秒

(境港防波堤先端灯台)

(ア) 北緯 35 度 31 分 44.51 秒 東経 133 度 17 分 59.79 秒

(基点第 10 号から 135 度 30 分 (真方位) 3,600 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 31 分 18.38 秒 東経 133 度 17 分 59.61 秒

(基点第 10 号から 143 度 15 分 (真方位) 4,210 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 31 分 18.36 秒 東経 133 度 17 分 26.39 秒

(基点第 10 号から 153 度 30 分 (真方位) 3,770 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 31 分 29.88 秒 東経 133 度 17 分 26.73 秒

(基点第 10 号から 150 度 45 分 (真方位) 3,460 メートルの点)

(オ) 北緯 35 度 31 分 44.72 秒 東経 133 度 17 分 49.58 秒

(基点第 10 号から 138 度 30 分 (真方位) 3,420 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。))

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 境港市

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(20) 公示番号 海区第 14 号

ア 漁場の位置 境港市地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (オ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第 10 号 北緯 35 度 33 分 7.84 秒 東経 133 度 16 分 19.63 秒

(境港防波堤先端灯台)

(ア) 北緯 35 度 31 分 44.51 秒 東経 133 度 17 分 59.79 秒

(基点第 10 号から 135 度 30 分 (真方位) 3,600 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 31 分 18.38 秒 東経 133 度 17 分 59.61 秒

(基点第 10 号から 143 度 15 分 (真方位) 4,210 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 31 分 18.36 秒 東経 133 度 17 分 26.39 秒

(基点第 10 号から 153 度 30 分 (真方位) 3,770 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 31 分 29.88 秒 東経 133 度 17 分 26.73 秒

(基点第 10 号から 150 度 45 分 (真方位) 3,460 メートルの点)

(オ) 北緯 35 度 31 分 44.72 秒 東経 133 度 17 分 49.58 秒

(基点第 10 号から 138 度 30 分 (真方位) 3,420 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (貝類垂下式養殖業)

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 境港市

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(21) 公示番号 海定第 1 号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町御来屋地先

イ 漁場の区域 次の（ア）から（カ）及び（ア）の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

（ア）北緯 35 度 32 分 12.07 秒 東経 133 度 31 分 06.01 秒の点

（イ）北緯 35 度 32 分 18.02 秒 東経 133 度 31 分 29.00 秒の点

（ウ）北緯 35 度 32 分 12.05 秒 東経 133 度 31 分 30.08 秒の点

（エ）北緯 35 度 31 分 53.09 秒 東経 133 度 31 分 25.00 秒の点

（オ）北緯 35 度 31 分 53.00 秒 東経 133 度 31 分 21.03 秒の点

（カ）北緯 35 度 32 分 7.00 秒 東経 133 度 31 分 10.00 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 定置漁業（雑魚定置漁業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 条件

（ア）船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

（イ）公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

3 類似漁業権以外の漁業権

海区第8号

海共第1号

次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域。

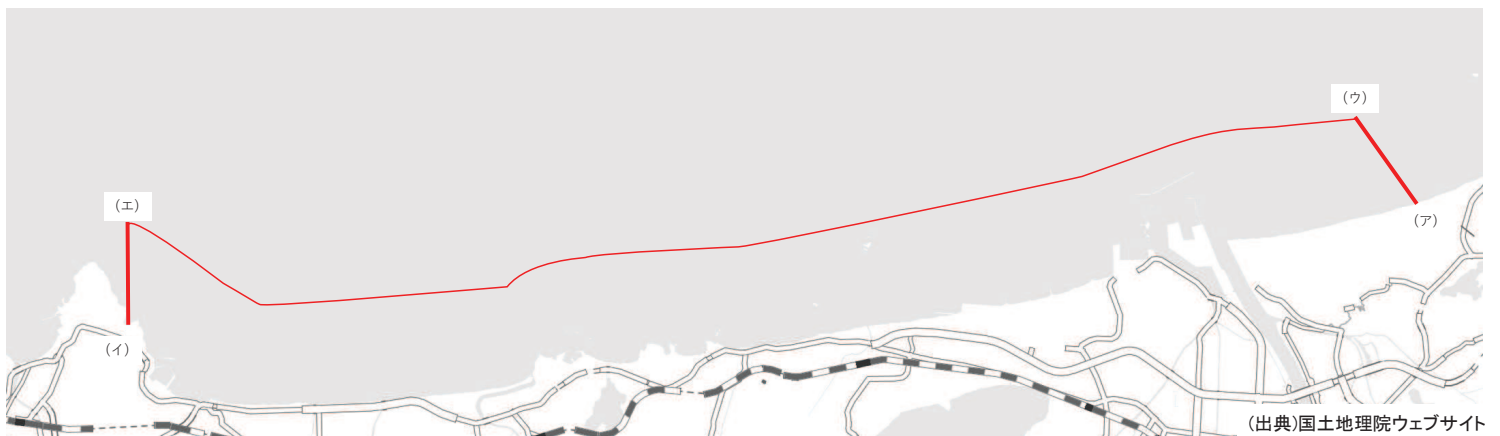
- (ア) 北緯35度36分51.66秒 東経134度22分13.22秒
(鳥取県と兵庫県の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (イ) 北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒
(鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (ウ) 北緯35度37分34.30秒 東経134度21分44.47秒
(ア)から331度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)
- (エ) 北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒
(イ)から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)



海共第2号

次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。

- (ア) 北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒 (鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点)
 - (イ) 北緯35度31分45.09秒 東経134度0分49.70秒 (鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点)
 - (ウ) 北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒 ((ア)から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)
 - (エ) 北緯35度32分33.46秒 東経134度0分43.13秒 ((イ)から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)
- ※ただし、別紙1、2の区域を除く



海共第3号

次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。

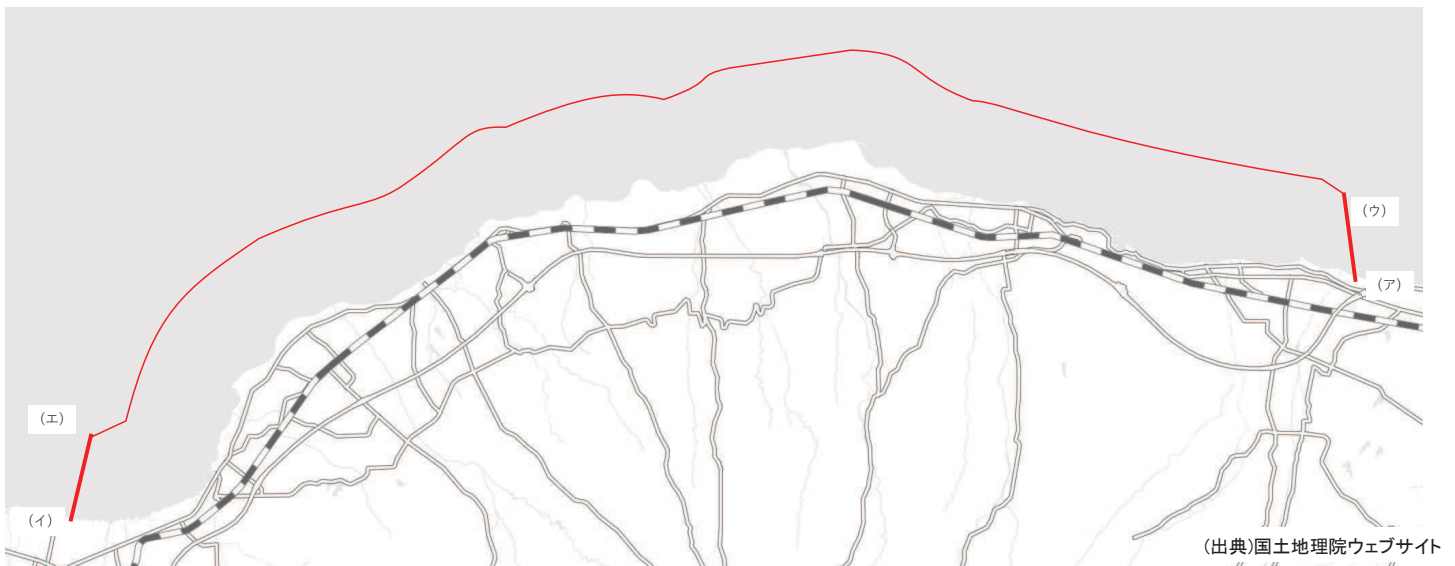
- (ア) 北緯35度31分45.09秒 東経134度0分49.70秒 (鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点)
 - (イ) 北緯35度30分14.21秒 東経133度43分02.84秒 (北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点)
 - (ウ) 北緯35度32分33.46秒 東経134度0分43.13秒 ((ア)から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)
 - (エ) 北緯35度31分02.58秒 東経133度42分56.27秒 ((イ)から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)
- ※ただし、別紙3の区域を除く



海共第5号

次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。

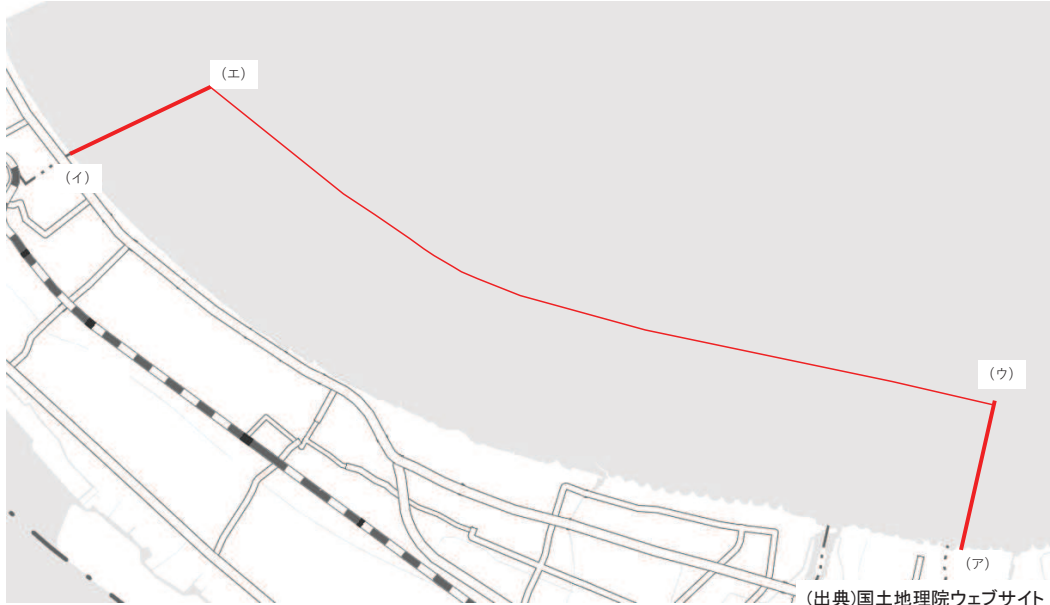
- (ア) 北緯35度30分14.21秒 東経133度43分02.84秒 (北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点)
 - (イ) 北緯35度27分13.08秒 東経133度23分31.06秒 (米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点)
 - (ウ) 北緯35度31分18.71秒 東経133度42分54.08秒 ((ア)から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)
 - (エ) 北緯35度28分16.27秒 東経133度23分49.13秒 ((イ)から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)
- ※ただし、別紙4、5の区域を除く



海共第6号

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。

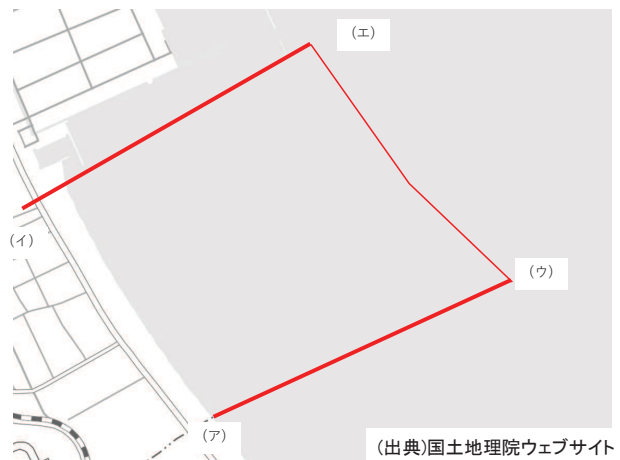
- (ア) 北緯35度27分13.08秒 東経133度23分31.06秒 (米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (イ) 北緯35度30分03.56秒 東経133度15分46.80秒 (米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (ウ) 北緯35度28分16.27秒 東経133度23分49.13秒 ((ア)から13度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)
- (エ) 北緯35度30分29.95秒 東経133度16分59.30秒 ((イ)から66度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)



海共第8号

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域

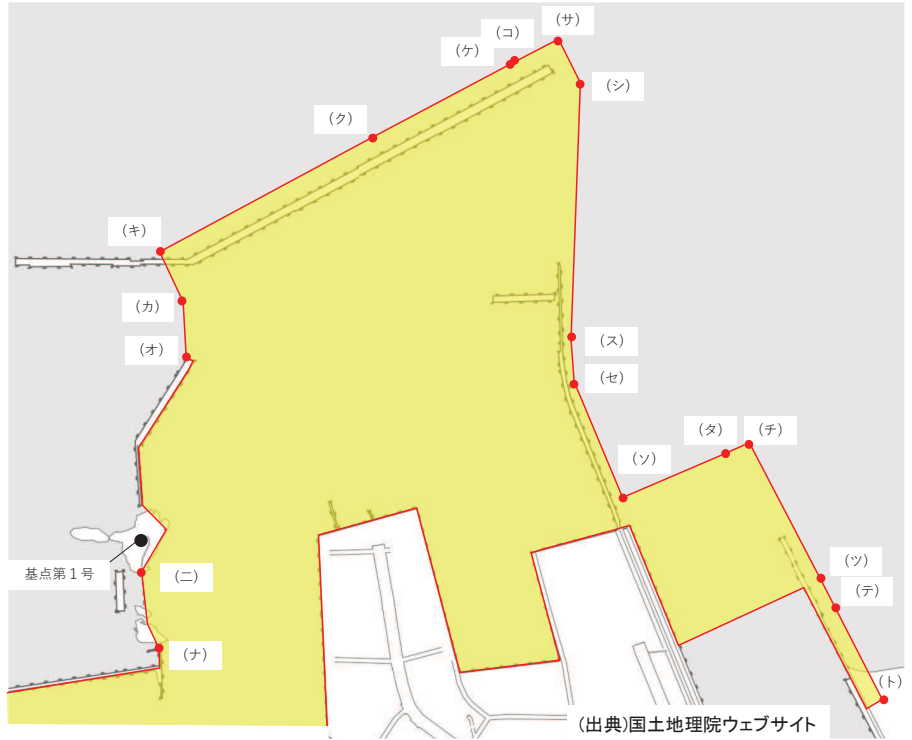
- (ア) 北緯35度30分3.56秒 東経133度15分46.80秒 (米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (イ) 北緯35度30分43.82秒 東経133度15分0.60秒 (境港市新屋町所在の新屋川左岸の標杭)
- (ウ) 北緯35度30分29.95秒 東経133度16分59.30秒 ((ア)から66度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)
- (エ) 北緯35度31分15.28秒 東経133度16分10.03秒 ((イ)から61度0分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点)



漁業権区域外（海共第2号） 鳥取港

(オ) から (ト) までの各点を順次直線で結んだ線、(ナ) と (ニ) を直線で結んだ線、陸岸及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域を除く。

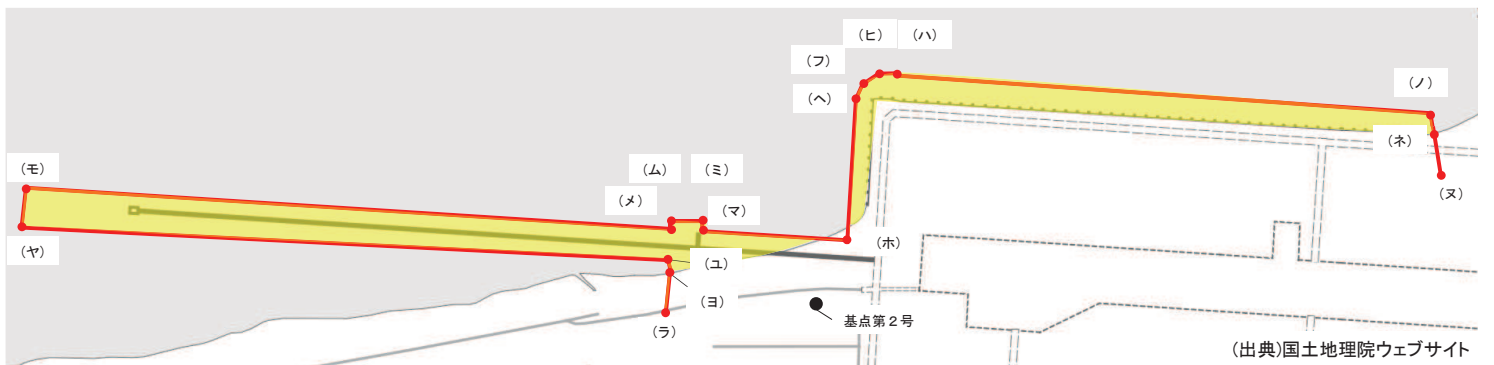
- 基点第 1 号 北緯35度32分34.43秒東経134度11分1.65秒
(鳥ヶ島灯台の中心点)
- (オ) 北緯35度32分44.28秒東経134度11分4.75秒
(鳥取港第 3 防波堤北端)
 - (カ) 北緯35度32分47.55秒東経134度11分4.34秒
(基点第 1 号から9度30分 (真方位) 410メートルの点)
 - (キ) 北緯35度32分50.05秒東経134度11分2.71秒
(基点第 1 号から3度10分 (真方位) 482メートルの点)
 - (ク) 北緯35度32分56.23秒東経134度11分16.74秒
(基点第 1 号から29度30分 (真方位) 772メートルの点)
 - (ケ) 北緯35度33分0.74秒東経134度11分27.26秒
(基点第 1 号から38度30分 (真方位) 1036メートルの点)
 - (コ) 北緯35度33分0.97秒東経134度11分27.02秒
(基点第 1 号から38度0分 (真方位) 1038メートルの点)
 - (サ) 北緯35度33分2.14秒東経134度11分30.11秒
(基点第 1 号から40度0分 (真方位) 1115メートルの点)
 - (シ) 北緯35度32分59.63秒東経134度11分31.78秒
(基点第 1 号から44度20分 (真方位) 1086メートルの点)
 - (ス) 北緯35度32分45.30秒東経134度11分30.84秒
(基点第 1 号から65度30分 (真方位) 808メートルの点)
 - (セ) 北緯35度32分42.92秒東経134度11分31.25秒
(基点第 1 号から70度40分 (真方位) 790メートルの点)
 - (ソ) 北緯35度32分36.54秒東経134度11分34.42秒
(基点第 1 号から85度30分 (真方位) 828メートルの点)
 - (タ) 北緯35度32分38.78秒東経134度11分41.19秒
(基点第 1 号から82度20分 (真方位) 1005メートルの点)
 - (チ) 北緯35度32分39.47秒東経134度11分42.96秒
(基点第 1 号から81度30分 (真方位) 1052メートルの点)
 - (ツ) 北緯35度32分31.77秒東経134度11分48.10秒
(基点第 1 号から94度00分 (真方位) 1173メートルの点)
 - (テ) 北緯35度32分31.67秒東経134度11分48.02秒
(基点第 1 号から94度10分 (真方位) 1171メートルの点)
 - (ト) 北緯35度32分25.27秒東経134度11分52.19秒
(基点第 1 号から102度30分 (真方位) 1304メートルの点)
 - (ナ) 北緯35度32分28.47秒東経134度11分2.83秒
(鳥取港西防波堤北端)
 - (ニ) 35度32分32.41秒134度11分1.65秒
(鳥取港鳥ヶ島南端)



漁業権区域外（海共第2号） 鳥取空港

(ネ) から (ヨ) までの各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第 2 号 北緯35度31分49.34秒 東経134度9分7.63秒
- (ヌ) 北緯35度31分53.42秒東経134度9分32.94秒 (基点第 2 号から78度50分 (真方位) 650メートルの点)
 - (ネ) 北緯35度31分55.02秒東経134度9分32.66秒 ((ヌ) と (ノ) を結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点)
 - (ノ) 北緯35度31分55.44秒東経134度9分32.58秒 (基点第 2 号から73度20分 (真方位) 656メートルの点)
 - (ハ) 北緯35度31分56.78秒東経134度9分11.06秒 (基点第 2 号から20度40分 (真方位) 245メートルの点)
 - (ヒ) 北緯35度31分56.78秒東経134度9分10.32秒 (基点第 2 号から16度30分 (真方位) 239メートルの点)
 - (フ) 北緯35度31分56.45秒東経134度9分9.65秒 (基点第 2 号から13度05分 (真方位) 225メートルの点)
 - (ヘ) 北緯35度31分55.93秒東経134度9分9.42秒 (基点第 2 号から12度30分 (真方位) 208メートルの点)
 - (ホ) 北緯35度31分51.21秒東経134度9分8.98秒 (基点第 2 号から30度30分 (真方位) 67メートルの点)
 - (マ) 北緯35度31分51.51秒東経134度9分3.21秒 (基点第 2 号から301度00分 (真方位) 130メートルの点)
 - (ミ) 北緯35度31分51.99秒東経134度9分3.21秒 (基点第 2 号から306度15分 (真方位) 138メートルの点)
 - (ム) 北緯35度31分52.06秒東経134度9分1.99秒 (基点第 2 号から300度30分 (真方位) 165メートルの点)
 - (メ) 北緯35度31分51.60秒東経134度9分1.91秒 (基点第 2 号から295度45分 (真方位) 160メートルの点)
 - (モ) 北緯35度31分52.97秒東経134度8分35.99秒 (基点第 2 号から278度00分 (真方位) 805メートルの点)
 - (ヤ) 北緯35度31分51.99秒東経134度8分35.88秒 (基点第 2 号から275度50分 (真方位) 804メートルの点)
 - (ユ) 北緯35度31分50.61秒東経134度9分1.88秒 (基点第 2 号から285度10分 (真方位) 150メートルの点)
 - (ヨ) 北緯35度31分50.37秒東経134度9分1.88秒 ((ユ) と (ラ) を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線との交点)
 - (ラ) 北緯35度31分48.82秒東経134度9分1.71秒 (基点第 2 号から263度50分 (真方位) 150メートルの点)



漁業権区域外（海共第3号） 泊漁港

別紙 3

(オ) と (カ) を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

(オ) 北緯35度31分1.42秒東経133度56分14.90秒（泊漁港北防波堤南西端）
(カ) 北緯35度30分59.74秒東経133度56分12.20秒（泊漁港第2西防波堤北端）

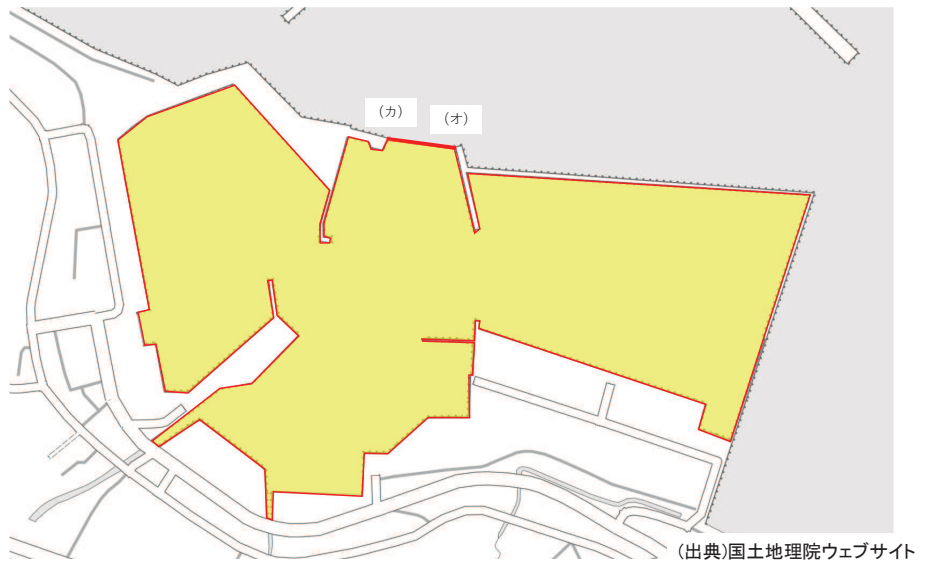


漁業権区域外（海共第5号） 赤碕漁港

別紙 4

(オ) と (カ) を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

(オ) 北緯35度30分42.89秒東経133度39分32.10秒（赤碕港東防波堤西端）
(カ) 北緯35度30分43.15秒東経133度39分29.80秒（赤碕港西防波堤北東端）

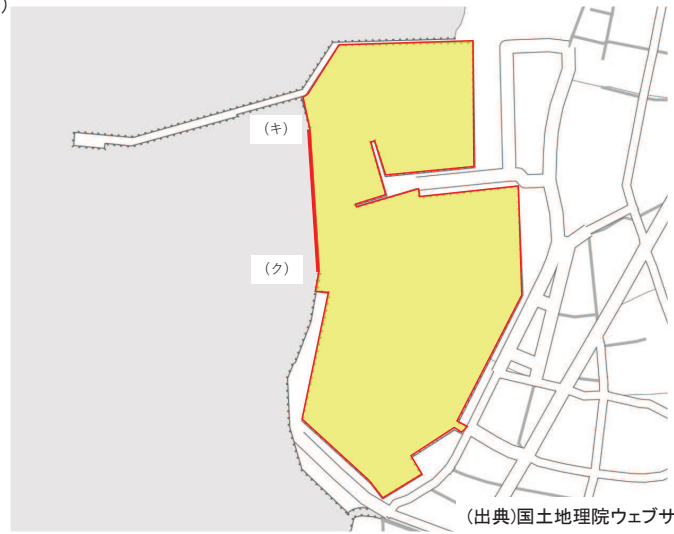


漁業権区域外（海共第5号） 淀江漁港

別紙 5

(キ) と (ク) を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

- (キ) 北緯35度27分51.34秒東経133度25分32.10秒 (淀江漁港内東防波堤 (東) 南西端)
- (ク) 北緯35度27分47.24秒東経133度25分32.39秒 (淀江漁港西防波堤北西端)



海区第1号、第2号(東漁港)

海区第1号

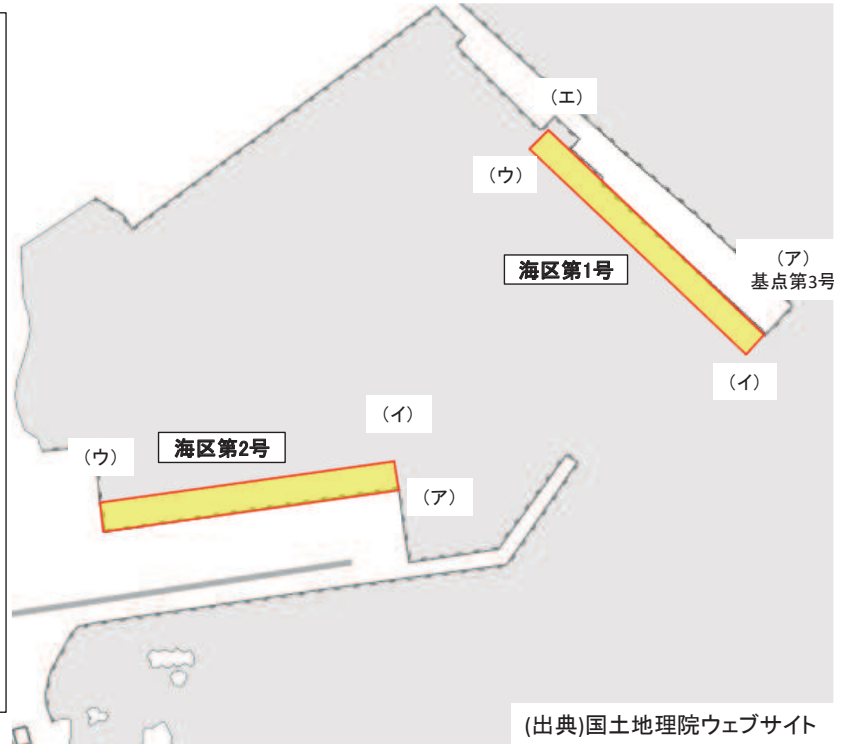
【漁業の名称】藻類垂下式養殖業 【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで
 【漁場の区域】次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。
 (ア)北緯35度36分22.92秒東経134度20分50.10秒(東漁港北防波堤南西端)
 (イ)北緯35度36分22.68秒東経134度20分49.84秒((ア)から221度30分(真方位)10メートルの点)
 (ウ)北緯35度36分24.83秒東経134度20分46.86秒((エ)から221度30分(真方位)10メートルの点)
 (エ)北緯35度36分25.07秒東経134度20分47.12秒((ア)から311度30分(真方位)100メートルの点)

海区第2号

【漁業の名称】藻類垂下式養殖業
 【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで
 【漁場の区域】

次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。

基点第3号 北緯35度36分22.92秒東経134度20分50.10秒
 (東漁港北防波堤南西端)
 (ア)北緯35度36分21.23秒東経134度20分45.20秒
 (基点第3号から247度7分(真方位)134メートルの点)
 (イ)北緯35度36分21.55秒東経134度20分45.17秒
 (基点第3号から251度14分(真方位)131メートルの点)
 (ウ)北緯35度36分21.09秒東経134度20分41.28秒
 (基点第3号から255度45分(真方位)229メートルの点)

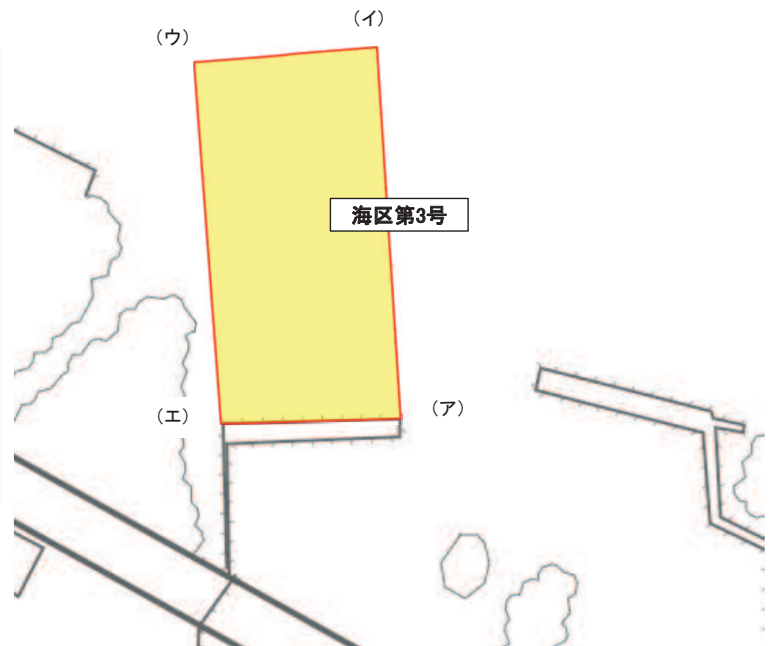


(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第3号(田後漁港)

海区第3号

【漁業の名称】藻類垂下式養殖業
 【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで
 【漁場の区域】次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。
 (ア)北緯35度35分35.97秒東経134度19分3.11秒
 (田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端)
 (イ)北緯35度35分37.91秒東経134度19分2.94秒
 ((ア)から356度(真方位)60.0メートルの点)
 (ウ)北緯35度35分37.84秒東経134度19分1.79秒
 ((ア)から330度(真方位)66.6メートルの点)
 (エ)北緯35度35分35.94秒東経134度19分1.96秒
 (田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第4号(岩戸漁港)

海区第4号

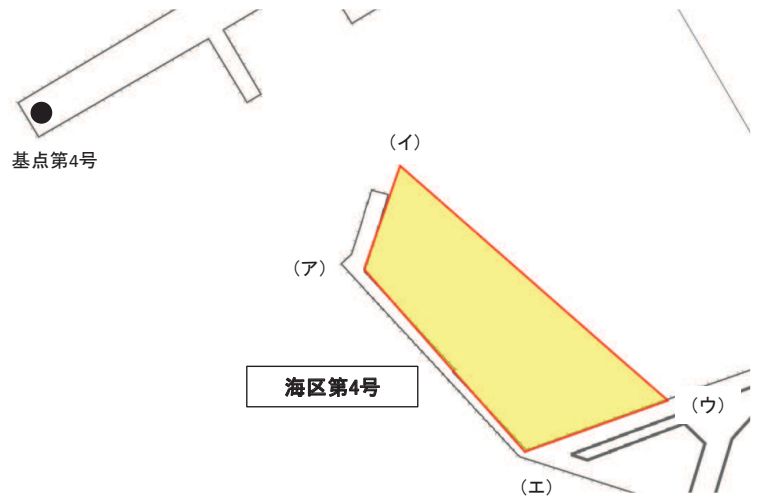
【漁業の名称】藻類垂下式養殖業

【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。

基点第4号 北緯35度33分55.38秒東経134度16分21.70秒
(岩戸港北防波堤灯台)

- (ア)北緯35度33分53.84秒東経134度16分25.62秒
(基点第4号から115度40分(真方位)109.5メートルの点)
- (イ)北緯35度33分54.83秒東経134度16分26.06秒
(基点第4号から98度50分(真方位)111メートルの点)
- (ウ)北緯35度33分52.59秒東経134度16分29.26秒
(基点第4号から114度20分(真方位)209メートルの点)
- (エ)北緯35度33分52.08秒東経134度16分27.55秒
(基点第4号から124度40分(真方位)179メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第5号(船磯漁港)

海区第5号

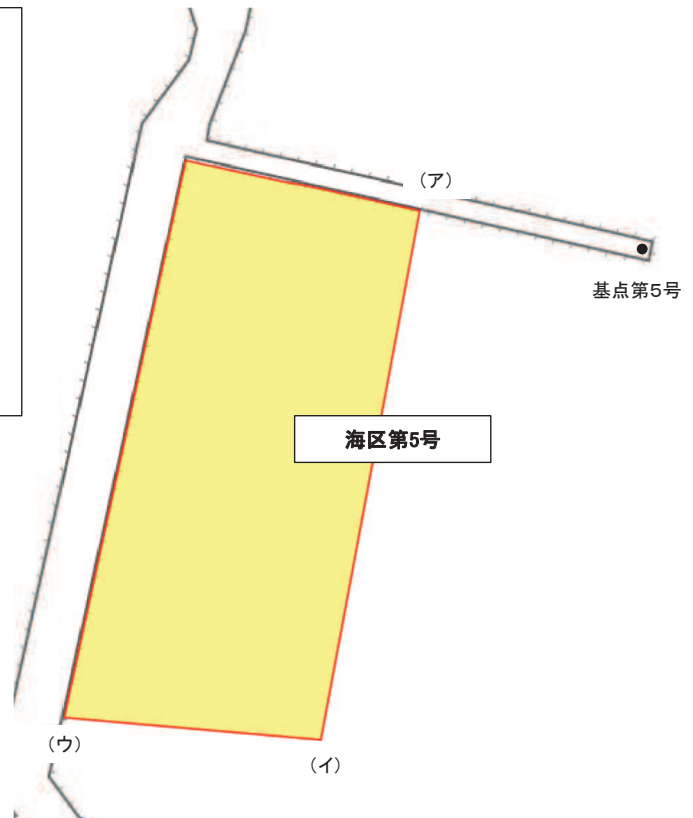
【漁業の名称】藻類垂下式養殖業

【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。

基点第5号 北緯35度31分21.84秒東経134度1分11.44秒
(船磯漁港第二港内防波堤南東端)

- (ア)北緯35度31分22.25秒東経134度1分9.11秒
(基点第5号から282度(真方位)60メートルの点)
- (イ)北緯35度31分19.30秒東経134度1分8.44秒
(基点第5号から224度(真方位)109メートルの点)
- (ウ)北緯35度31分19.42秒東経134度1分6.74秒
(基点第5号から237度50分(真方位)140メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第6号(船磯漁港)

海区第6号

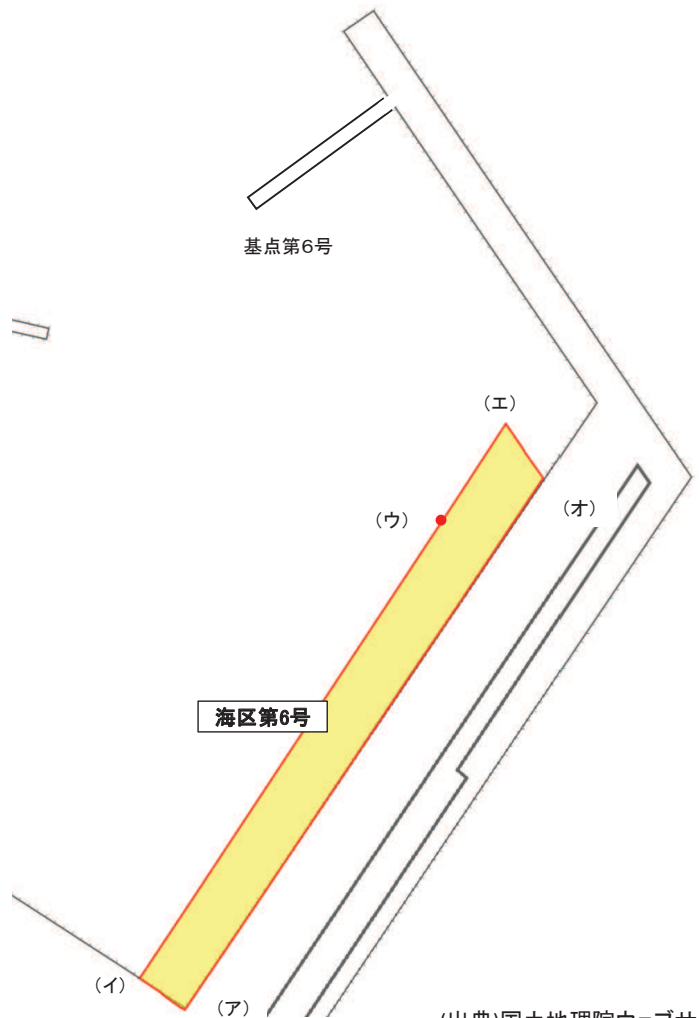
【漁業の名称】藻類垂下式養殖業

【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域。

基点第6号 北緯35度31分23.11秒東経134度1分13.13秒
(船磯漁港第三港内防波堤南西端)

- (ア) 北緯35度31分15.65秒東経134度1分12.23秒
(基点第6号から185度40分(真方位)231メートルの点)
- (イ) 北緯35度31分15.99秒東経134度1分11.83秒
(基点第6号から188度30分(真方位)222メートルの点)
- (ウ) 北緯35度31分20.38秒東経134度1分15.28秒
(基点第6号から147度15分(真方位)100メートルの点)
- (エ) 北緯35度31分21.22秒東経134度1分15.96秒
(基点第6号から129度15分(真方位)92メートルの点)
- (オ) 北緯35度31分20.73秒東経134度1分16.39秒
(基点第6号から131度50分(真方位)110メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

第7号(船磯漁港)

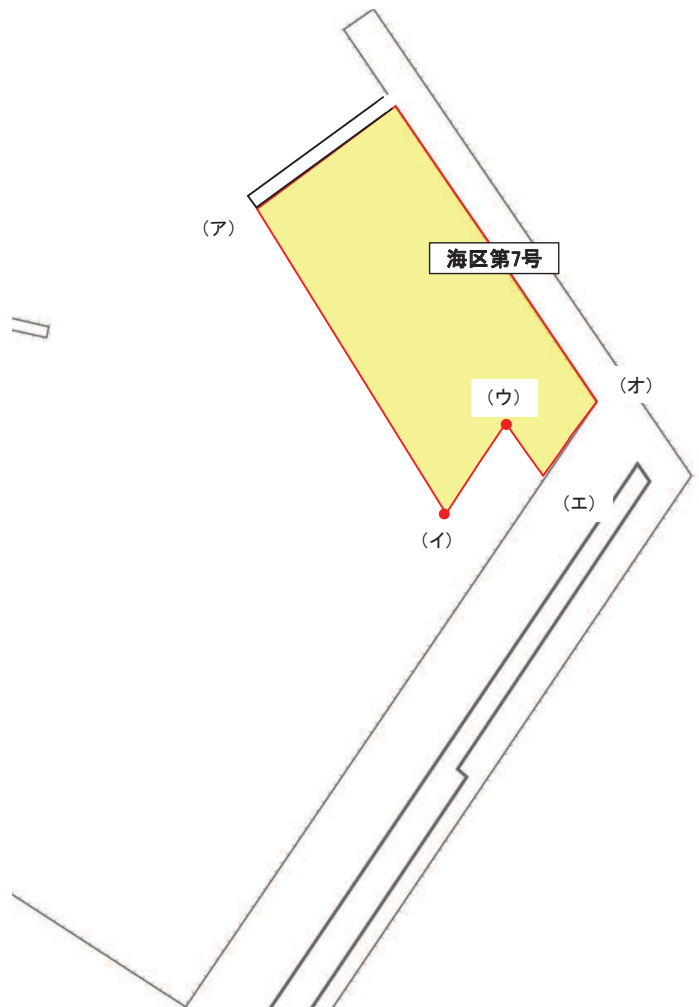
海区第7号

【漁業の名称】貝類垂下式養殖業

【漁業時期】1月1日から12月31日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(オ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。

- (ア) 北緯35度31分23.11秒東経134度1分13.13秒
(船磯漁港第三港内防波堤南西端)
- (イ) 北緯35度31分20.38秒東経134度1分15.28秒
((ア)から147度15分(真方位)100メートルの点)
- (ウ) 北緯35度31分21.22秒東経134度1分15.96秒
((ア)から129度15分(真方位)92メートルの点)
- (エ) 北緯35度31分20.73秒東経134度1分16.38秒
((ア)から131度50分(真方位)110メートルの点)
- (オ) 北緯35度31分21.34秒東経134度1分16.92秒
((ア)から119度40分(真方位)110メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第8号(長和瀬漁港)

海区第8号

【漁業の名称】魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)

【漁業時期】1月1日から12月31日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域。

基点第7号 北緯35度31分24.70秒東経133度58分19.80秒
(長和瀬港防波堤灯台)

(ア)北緯35度31分20.93秒東経133度58分17.96秒

(基点第7号から201度43分(真方位)125メートルの点)

(イ)北緯35度31分20.67秒東経133度58分18.44秒

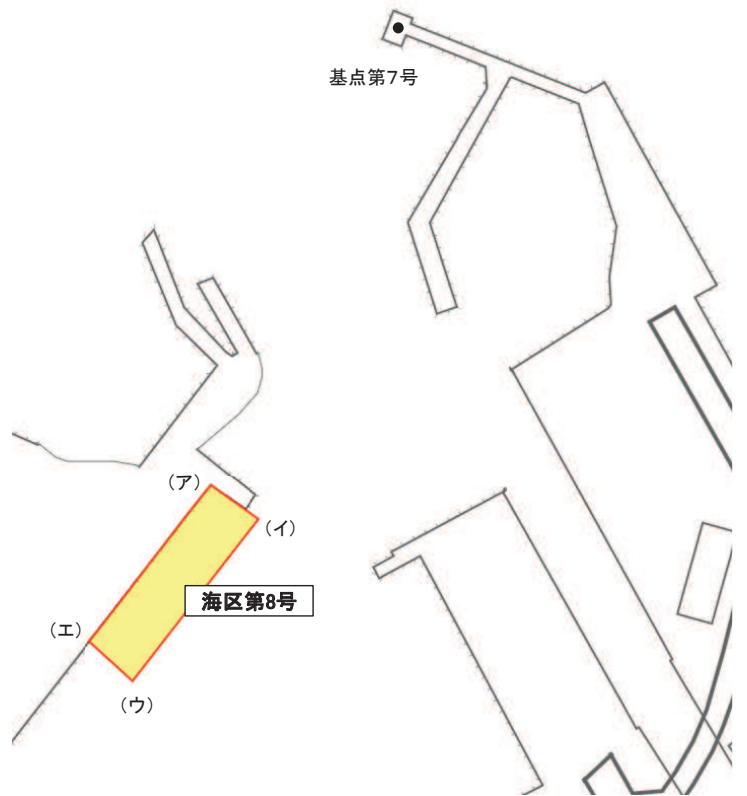
(基点第7号から195度26分(真方位)129メートルの点)

(ウ)北緯35度31分19.38秒東経133度58分17.15秒

(基点第7号から202度12分(真方位)177メートルの点)

(エ)北緯35度31分19.68秒東経133度58分16.72秒

(基点第7号から206度40分(真方位)173メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第9号(泊漁港)

海区第9号

【漁業の名称】藻類垂下式養殖業

【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(ウ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域。

基点第8号 北緯35度31分1.42秒東経133度56分14.95秒
(泊漁港北防波堤南西端)

(ア)北緯35度31分0.16秒東経133度56分12.22秒

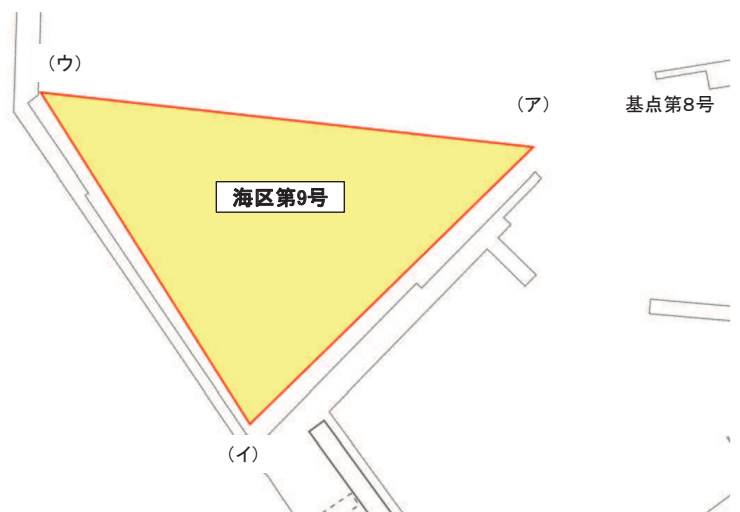
(基点第8号から240度30分(真方位)79メートルの点)

(イ)北緯35度30分55.44秒東経133度56分6.07秒

(基点第8号から230度30分(真方位)290メートルの点)

(ウ)北緯35度31分1.13秒東経133度56分1.46秒

(基点第8号から268度30分(真方位)340メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第10号、第11号(平田漁港)

海区第10号

【漁業の名称】藻類垂下式養殖業

【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで

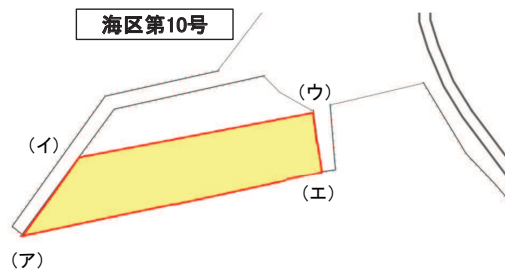
【漁場の区域】次の(ア)から(エ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域。

(ア)北緯35度28分49.11秒東経133度25分52.05秒
(平田漁港東側防波堤南西端)

(イ)北緯35度28分50.14秒東経133度25分53.02秒
(ア)から37度30分(真方位)40メートルの点

(ウ)北緯35度28分50.78秒東経133度25分57.24秒
(ア)から68度30分(真方位)140.5メートルの点

(エ)北緯35度28分49.92秒東経133度25分57.39秒
(ア)から79度30分(真方位)137メートルの点



海区第11号

【漁業の名称】藻類垂下式養殖業

【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(カ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

基点第9号 北緯35度28分49.11秒東経133度25分52.05秒
(平田漁港東側防波堤南西端)

(ア)北緯35度28分48.51秒東経133度26分1.42秒
(基点第9号から94度30分(真方位)237メートルの点)

(イ)北緯35度28分47.72秒東経133度25分55.86秒
(基点第9号から114度(真方位)105メートルの点)

(ウ)北緯35度28分45.82秒東経133度25分56.44秒
(基点第9号から132度30分(真方位)150メートルの点)

(エ)北緯35度28分45.50秒東経133度25分57.86秒
(基点第9号から127度15分(真方位)184メートルの点)

(オ)北緯35度28分40.15秒東経133度25分55.77秒
(基点第9号から161度15分(真方位)291.5メートルの点)

(カ)北緯35度28分36.45秒東経133度26分0.11秒
(基点第9号から152度30分(真方位)440メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第12号(西伯郡大山町地先)

海区第12号

【漁業の名称】藻類垂下式養殖業

【漁業時期】10月21日から翌年4月30日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

(ア)北緯35度28分29.99秒東経133度25分56.69秒
(大山町平田所在の漁港境界浜)

(イ)北緯35度28分28.93秒東経133度25分48.22秒
(ア)から261度20分(真方位)216メートルの点

(ウ)北緯35度28分23.75秒東経133度25分44.15秒
(ア)から238度40分(真方位)370メートルの点

(エ)北緯35度28分19.18秒東経133度25分48.43秒
(ア)から212度0分(真方位)393メートルの点



(出典)国土地理院ウェブサイト

海区第13号、第14号(境市地先)

海区第13号、14号

【漁業の名称】魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
貝類垂下式養殖業

【漁業時期】1月1日から12月31日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域。

基点第10号 北緯35度33分7.84秒東経133度16分19.63秒
(境港防波堤先端灯台)

- (ア) 北緯35度31分44.51秒東経133度17分59.79秒
(基点第10号から135度30分(真方位)3,600メートルの点)
- (イ) 北緯35度31分18.38秒東経133度17分59.61秒
(基点第10号から143度15分(真方位)4,210メートルの点)
- (ウ) 北緯35度31分18.36秒東経133度17分26.39秒
(基点第10号から153度30分(真方位)3,770メートルの点)
- (エ) 北緯35度31分29.88秒東経133度17分26.73秒
(基点第10号から150度45分(真方位)3,460メートルの点)
- (オ) 北緯35度31分44.72秒東経133度17分49.58秒
(基点第10号から138度30分(真方位)3,420メートルの点)



(出典)国土地理院ウェブサイト

海定1号(西伯郡大山町御来屋地先)

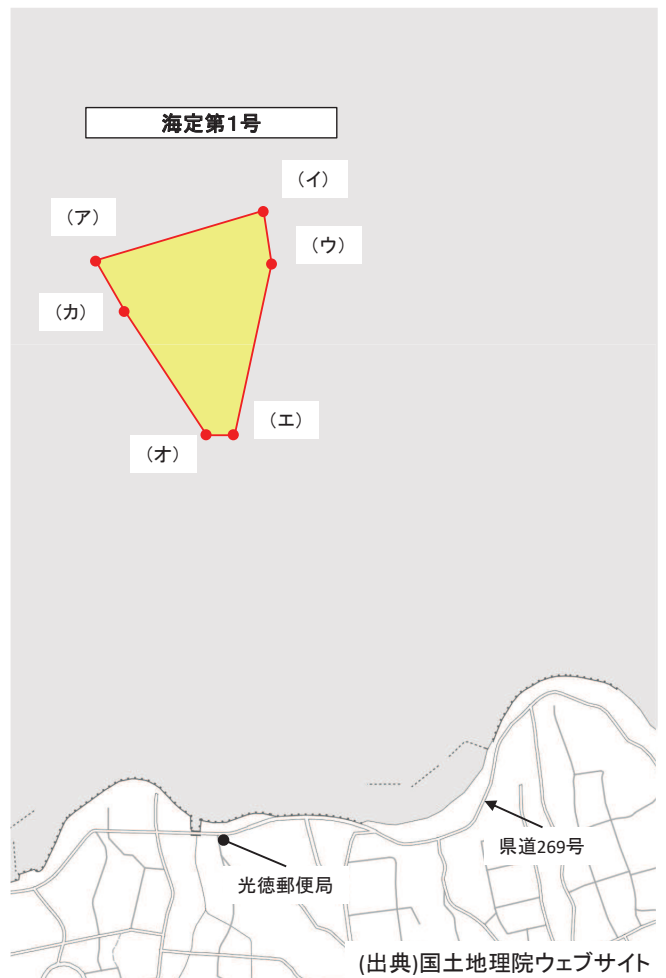
海定第1号

【漁業の名称】雑魚定置漁業

【漁業時期】1月1日から12月31日まで

【漁場の区域】次の(ア)から(カ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域。

- (ア) 北緯35度32分12.07秒、東経133度31分6.01秒の点
- (イ) 北緯35度32分18.02秒、東経133度31分29.00秒の点
- (ウ) 北緯35度32分12.05秒、東経133度31分30.08秒の点
- (エ) 北緯35度31分53.09秒、東経133度31分25.00秒の点
- (オ) 北緯35度31分53.00秒、東経133度31分21.03秒の点
- (カ) 北緯35度32分7.00秒、東経133度31分10.00秒の点



(出典)国土地理院ウェブサイト

鳥取海区漁場計画（案）について

令和 5 年 3 月

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

本県海面に設定している現漁業権は、令和 5 年 8 月 31 日をもって、存続期間（10 年間又は 5 年間）が満了します。

次期漁業権の免許に当たっては、漁業権の具体的な免許内容等を定める漁場計画を作成する必要があります。

このたび、漁場計画（案）を作成したことから、漁業法（以下「法」という。）第 64 条第 4 項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くものです。

なお、漁場計画（案）の作成に当たり、令和 5 年 2 月 15 日から 3 月 7 日までの間、法第 64 条第 1 項に規定された利害関係人からの意見聴取のため、パブリックコメントを実施したところ、2 者から意見がありました。内容を変更する必要はないと判断されたため、令和 5 年 1 月 17 日の第 390 回委員会に協議した漁場計画（素案）の内容と変更はありません。

1 漁場計画の検討の経過と今後のスケジュール

<経過>

- ①関係漁業協同組合への聞取調査（～R4.11）
- ②鳥取海区漁業調整委員会の方針協議（R4.11.24）：意見なし
- ③市町村への方針説明（R4.12.19）：意見なし
- ④漁場計画（素案）の作成
 - ・鳥取海区漁業調整委員会への協議（R5.1.17）：意見なし
 - ・パブリックコメントの実施（R5.2.15～R5.3.7）：意見 2 件（反映しない、既に盛り込み済み）
公表（R5.3.9） …法第 64 条第 1 項、第 2 項

<今後のスケジュール（想定）>

- ⑤漁場計画の案の作成 …法第 64 条第 3 項
 - ・鳥取海区漁業調整委員会への諮問（R5.3） …法第 64 条第 4 項
 - ・鳥取海区漁業調整委員会において公聴会開催の上、答申（R5.4） …法第 64 条第 5 項
- ⑥漁場計画の作成及び公表、漁業の免許予定日等の公示 …法第 64 条第 6 項
（R5.5.31 までに：免許予定日は公示の日から起算して三月を経過した以後の日） …法第 64 条第 7 項
- ⑦免許の申請受付、審査 …法第 69 条外
 - ・鳥取海区漁業調整委員会委員会への諮問、答申（R5.7～8） …法第 70 条外
- ⑧免許（漁業権の取得）（R5.9.1） …法第 73 条外
漁業権行使規則の認可（R5.9.1） …法第 106 条外

2 鳥取海区漁場計画（素案）に係る利害関係人の意見聴取（パブリックコメント）の結果

(1) 実施内容

- 1) 募集期間
令和 5 年 2 月 15 日（水）から 3 月 7 日（火）まで
- 2) 募集内容
鳥取海区漁場計画（素案）についての意見
- 3) 対象者
当該水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者及びその他利害関係人
- 4) 周知方法
本課ホームページで公開するとともに、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場に概要チラシ等関係書類を配架した。
また、報道関係への資料提供を行うとともに、関係漁協等へは関係書類を郵送した。
- 5) 応募件数 2 件：電子メール

(2) 主な意見の内容とそれに対する考え方

当該水面で漁業を営む者（1者）及び港湾関係者（1者）からご意見をいただいた。

意見の内容	左に対する県の考え方
<p>鳥取県漁業協同組合（以下、「県漁協」という。）泊支所への聞き取り等を行なった上、第一種共同漁業免許番号海共第3号の漁業の名称（魚種）から「こたまがい」を除外されたい。</p> <p>【除外すべき理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こたまがい」については、その生息域が水深3メートル程度までの波打ち際であることから、船長7メートル前後の船外機漁船等でなければ「かいけた漁業」は事実上操業できないが、県漁協泊支所所属の組合員は適する漁船を有しているとは考えにくい。 今回の免許更新後において、湯梨浜町、北栄町の地先において「こたまがい」を採捕するのは、県漁協泊支所所属の組合員（漁業者）であると考えられるが、准組合員には「こたまがい」の採捕が認められていないと聞いている。 中部漁業協同組合（以下、「中部漁協」という。）が漁業権行使をしていた際、海水浴客が漁具を使用せず「こたまがい」を数個から百個程度採捕して逮捕され、組合が刑事告訴を行う案件が散見されたが、このような案件まで刑事事件とする必要はないと考え、漁業者は「かいけた網」による漁業許可で操業を認めればよいと考える。 	<p>【意見者の認識と現地調査の結果が異なるため反映しない】</p> <p>第一種共同漁業権（海共第3号）は、令和4年7月31日までは、県漁協と中部漁協が共有していましたが、中部漁協が解散し、漁業権を放棄したことで、現在は県漁協のみが漁業権を有しています。</p> <p>そのため、県漁協には、「こたまがい」を採捕していた中部漁協の元組合員の加入が想定されているほか、漁業権免許に係る県漁協泊支所への聞き取りでは、中部漁協が利用していた漁場と「こたまがい」を含む漁業権魚種全般について、今後、利用していく旨の回答を得ています。</p> <p>以上のことより、当該漁場において、「こたまがい」は、引き続き漁業者にとって重要な資源として利用されることが見込まれ、漁業権の対象から除外し一般の者の採捕も可能とすることは資源管理の観点からも望ましくないため、引き続き海共第3号の漁業権魚種に「こたまがい」を含めることと考えています。</p>
<p>「海共第8号」の漁場の区域は、境港港湾区域と一部重複しています。令和4年度には、国事業により「第二防波堤」の延伸工事が完了し、同防波堤が漁場の区域内にあります。</p> <p>また、令和5年度以降、「公共マリーナ」の拡張工事が計画されており、船舶の航行や水面利用の形態に変化が生じることとなります。</p> <p>港湾区域内で漁業を行う際には、港湾施設の維持管理や港湾工事の実施、船舶の航行等の支障とならないよう十分に配慮してください。</p>	<p>【既に盛り込み済み】</p> <p>漁業権の免許に当たっての条件として、「公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。」と定めており、船舶の航行、公共事業の実施に支障を及ぼさないように設定しています。</p>

3 海区漁場計画の要件への適合（法第63条関係）

要件	漁場計画（案）の対応	概要
<p>①それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること</p>	<p>それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。</p>	<p>○関係漁業協同組合（支所）への聞取調査（～R4.11）</p> <p>○鳥取海区漁業調整委員会への協議（11/24、1/17）：意見なし</p> <p>○市町村への方針説明（12/19）：意見なし</p> <p>○利害関係人への意見募集（3/7☞切）：1者（意見者の認識と現地調査の結果が異なるため反映しない）</p> <p>○公益関係者への意見照会（3/7☞切）：1者（既に盛り込み済み）</p>

要件	漁場計画（案）の対応	概要
②海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（以下、「活用漁業権」という。）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（以下、「類似漁業権」という。）が設定されていること	適切かつ有効に活用されている漁業権は類似漁業権を設定。	○既存のすべての漁業権について適切かつ有効の確認を実施。 ○適切かつ有効でないと判断された次の漁業について漁業権から除外した。 ・海共第8号（米子市）の「てんぐさ漁業」 ・長和瀬漁港（青谷）の「わかめ養殖業」 ・平田漁港（淀江）の「のり養殖業」 ○上記以外の漁業は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更していない。
③前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること	活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権を団体漁業権として設定。	○「団体漁業権」「個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権）」は、法改正により、新たに定義された。 （区画漁業（養殖業）について整理が必要。） ※団体漁業権…共同漁業権及びその内容たる漁業を自ら営まない漁協等に免許される区画漁業権の総称。免許を受けた漁協等が管理し、行使規則に基づき組合員に行使させる。 ※団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、漁場の活用の現況、利害関係人等の意見聴取に対する検討結果等を踏まえ決定する。 ○現在の区画漁業権はすべて漁協に免許しているが、漁協に漁場の活用の現況を調査し、漁協が自営している地区は個別漁業権とし、それ以外を団体漁業権として設定。 （パブコメにて意見なし）
④前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び利害関係人への意見徴取の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。	長和瀬漁港（青谷）に新たに設定する「魚類小割り式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）」を団体漁業権として設定。	○当該漁業権は漁港内に設定するものであり、漁港利用と当該漁業権に係る漁業との密接な調整が必要であることから、漁協が管理し、行使規則に基づき組合員に行使させることが当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると判断。
⑤漁業権の存続期間について、法定期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。	該当なし	—
⑥それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。	該当なし （現在、県内では保全活動は漁協等の自主的な活動により行われており、漁協からの要望もないため設定しない。）	—
⑦都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。	海区漁場計画の作成に当たり、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権の設定に努めた。	○現在、漁業権の設定が可能な海面には、すべて漁業権を設定。 ○長和瀬漁港（青谷）に新規の漁業権を設定 ○港湾整備計画により漁業権区域から除外していた鳥取港周辺の一部区域について、除外の必要性が無くなったことから、このたび漁業権区域に含めた。

4 鳥取海区漁場計画（案）の概要と主な検討内容

本県海面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、海面全体が最大限に活用される海区漁場計画を作成します。

それぞれの漁業権が、海面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保します。

なお、適切かつ有効に活用されている活用漁業権については、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）を設定します。

(1) 漁業権に関すること

1) 第一種共同漁業（採貝採藻漁業）

存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間

番号	漁場の位置	漁業の名称（魚種）																			
		わかめ	てんぐさ	（あまのり） いわのり	もずく	くろも	あかもく	（いぎす） えごのり	ひじき	あわび	さざえ	いがい	こたまがい	ばい	かき	にいな	たこ	うに	なまこ		
		漁業時期																			
		2/1-6/30	6/6-8/31	11/1-5/31	2/1-8/31	2/1-6/30	3/1-5/31	7/21-8/31	4/1-6/30	1/1-12/31											
海共第	1号 岩美町～鳥取市福部町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○		○	○	○		
	2号 鳥取市（福部町、青谷町を除く。）	○	○		○	○	○			○	○	○	▲	○	○		○	○	○		
	3号 鳥取市青谷町、湯梨浜町、北栄町	○	○	○		◎	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○		
	5号 琴浦町、大山町、米子市淀江町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎		○	○	○	○	○	○		
	6号 米子市（淀江町を除く。）、日吉津村	○	×	○							○	○	○	▲	○	○		○	○		
	8号 境港市										◎	◎	◎		○	◎		○	○		

※線を引いた太文字箇所が現行からの変更点（×は除外、◎は新規設定、▲は要望はあったが設定しないもの）

漁場の区域 距岸1,500mもしくは距岸2,000mまでの区域（ただし、泊漁港内、淀江漁港内、鳥取港内、赤碕港内、鳥取空港付近を除く）
条 件 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

- ・免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。
- ・対象水産動植物は、漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。

番号	漁業の名称	検討の概要
海共第6号	てんぐさ	・利用がなく、今後利用する見込みもないため、除外する。
海共第3号	くろも	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第5号	いがい	・漁協からの要望があり、漁獲実績も確認されたため、設定する。
海共第8号	あわび、さざえ、いがい、かき	・漁業権区域内に境港の沖防波堤が延伸され、今後、磯根資源の漁場となる可能性があり、漁協からも要望があるため、設定する。
海共第1号～海共第5号	くろも	・一部地域で、近年6月にも漁獲がなされていることから、漁業時期（2/1～5/31）を1月延長し、6/30までとする。
海共第3号	はまぐり	・漁業権に設定している「はまぐり」は標準和名「こたまがい」の本県沿岸域の地方名称であり、一般的な「はまぐり」（鳥取県沖合での漁獲実態なし）とは別種である。名称が曖昧で過去にトラブルが生じたことから、取締り対象を明確にするため、標準和名の「こたまがい」へ変更する。
海共第6号、海共第2号	はまぐり	・2地区より新規設定要望があったが、漁獲実態がないため設定しない。
海共第1号、海共第2号	かめのて	・2地区より新規設定要望があったが、水揚げ金額が少額なため、設定しない。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

2) 第一種区画漁業（養殖業）

存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間

新				旧			漁場の区域	現漁業権者	備考
番号	漁業の名称	漁業の時期	団体漁業権 又は個別漁業権の別	番号	漁業の名称	漁業の時期			
1、2号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	個別漁業権	1、2号	わかめ養殖業	10/21-4/30	東漁港内	鳥取県漁協	
3号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	3号	わかめ養殖業	10/21-4/30	田後漁港	田後漁協	
4号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	4号	わかめ養殖業	11/1-3/31	岩戸漁港内	鳥取県漁協	
5、6号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	5、6号	わかめ養殖業	11/1-3/31	船磯漁港	鳥取県漁協	
7号	貝類垂下式養殖業	周年	団体漁業権	7号	いわがき養殖業	周年	船磯漁港	鳥取県漁協	
				8号	わかめ養殖業	周年	長和瀬漁港	鳥取県漁協	除外
8号	魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖業を除く。）	周年	団体漁業権				長和瀬漁港		新規
9号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	個別漁業権	9号	わかめ養殖業	11/1-4/30	泊漁港	鳥取県漁協	
10、11号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	10、12号	わかめ養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	
				11号	のり養殖業	10/21-4/30	平田漁港	鳥取県漁協	除外
12号	藻類垂下式養殖業	10/21-4/30	団体漁業権	13号	わかめ養殖業	10/21-4/30	大山町 平田地先	鳥取県漁協	
13号	魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖業を除く。）	周年	団体漁業権	14号	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ）小割り式養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	
14号	貝類垂下式養殖業	周年	団体漁業権	15号	いわがき養殖業	周年	境港市地先	鳥取県漁協	

- ※ 線を引いた太文字箇所が現行からの変更点
- ※ 海区第8号以外はすべて類似漁業権として設定
- ※ 区画漁業権はこれまで全て漁協に免許しているが、漁協が営んでいる地区は個別漁業権とし、それ以外を団体漁業権として設定

- 条件
- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
 - (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

- ・養殖業を推進し、港内等の未利用水面での漁業生産力の維持増大を図るため、意欲のある漁業者の希望等により、積極的に免許する。

地区	漁業の名称	検討の概要
長和瀬漁港 (青谷)	わかめ養殖業 「魚類小割り式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）」	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。 ・県栽培漁業センターと連携しアジの養殖試験を実施しており、実用化の見込みがあるため、設定する。
平田漁港 (淀江)	のり養殖業	・利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
全ての地区	全ての漁業	・現場の取組みを阻害せず、漁業権者の意欲や柔軟な発想、環境の変化への柔軟な対応により養殖漁業の一層の推進を図るため、「わかめ養殖業」を「藻類垂下式養殖業」、「いわがき養殖業」を「貝類垂下式養殖業」、「魚類（魚種列記）小割り式養殖業」を「魚類小割り式養殖業」とするなど、魚種を指定しないこととする。
全ての地区	藻類垂下式養殖業	・漁業時期を統一する。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

3) 定置漁業（身網の最深部が水深27m以深に設置される漁具を定置して営む漁業）

存続期間：令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間

番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の区域	現漁業権者	備考
海定第1号	雑魚定置漁業	1/1-12/31	大山町御来屋地先	鳥取県漁協（御来屋支所）	変更なし

- 条件
- (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
 - (2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

【主な検討内容】

- ・定置漁業は一定の漁獲量が確保でき、産地としての水産物供給体制を維持、強化が図られるため、漁業調整上、公益上の観点から支障が無ければ意欲のある漁業協同組合又は経営者に積極的に免許を行う。
- ・既存の漁業については、適切かつ有効な利用を確認したため、設定する。その他の地区から新規の要望はなかった。（身網が水深27mより浅い水深に設置される定置漁業は本県漁業調整規則により「小型定置網漁業」として知事許可漁業に規定しており、現在、外海では、浦富（2か所）、夏泊、泊、淀江の4地区（5か所）に許可。）

(2) 保全沿岸漁場に関する事項

設定しない。

【主な検討内容】

- ・現在、県内では保全活動は漁協等の自主的な活動により行われており、漁協からの要望もないため設定しない。

(参考)

1 漁業権について

漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利で、県が作成する漁場計画（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等、漁業権の具体的な免許内容等を定めるもの）に基づき漁協等に免許されます。

漁業権は、共同漁業権（採貝採藻など）、区画漁業権（養殖）、定置漁業権（大型定置網など）の3種類に大別され、現在、本県では、共同漁業権6件と区画漁業権15件、定置漁業権1件が設定されています。

(1) 共同漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の水面を関係地区の漁業者が共同に利用して営む漁業。

- ・第一種共同漁業：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業
- ・第三種共同漁業：特定海面において営む地びき網漁業等

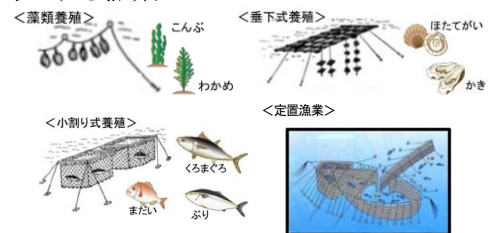
(2) 区画漁業（存続期間：5年又は10年）

一定の区域において営む養殖業。

- ・わかめ養殖、のり養殖、かき養殖、魚類小割り式養殖など

(3) 定置漁業（存続期間：5年）

身網の設置される最深部の水深が27m以深の定置網漁業。



漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有します。

敷設もしくは使用中の漁具又は養殖施設のき損等により採捕又は養殖行為を妨害する行為や、漁場内における採捕又は養殖の目的物である水産動植物を採捕する行為、水質の汚濁や工作物の設置等によって漁場内における採捕又は養殖の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為などの漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、法第195条に基づく漁業権侵害罪に該当することがあります。

2 漁場計画について

漁場計画は、設定する漁業権の具体的な内容（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等）等を定めるもので、このたびの漁場計画の作成は、70年ぶりの大改正として令和2年に施行された改正漁業法（※）に基づき初めて行われます。

これまで漁業権の免許が必要なたびに必要な漁業権の内容についてのみ作成していましたが、今後は、法定の存続期間（5年もしくは10年）の短い5年ごとに、すべての漁業権等の内容を対象とした一覧性のある計画として作成します。

これは、水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、一定の期間ごとに、漁場の環境、漁場の利用状況、社会経済的状況、海況等の変化を踏まえ、計画を見直し、現状に適した計画とすることを目的としています。

- ※ 改正漁業法では、▽漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られることを目的として、漁業権等による水面利用に関する基本的制度が見直され、透明性を確保したプロセスの下で制度が運用されるよう規定が整備

(改正漁業法で規定された漁場計画に定める漁業権の内容の主な要件)

- ・それぞれの漁業権が、当該海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。
- ・適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定。
- ・活用漁業権が団体漁業権（※）であるときは、類似漁業権を団体漁業権として設定。
- ・漁場の活用の現況、意見聴取後の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権を設定。
- ・存続期間を法定より短い期間を定める際は、漁業調整のため必要な範囲内であること。

- ※ 団体漁業権とは、共同漁業権及びその内容たる漁業を自ら営まない漁協等に免許される区画漁業権の総称であり、免許を受けた漁協等が管理し、行使規則に基づき組合員に行使させる。団体漁業権以外の漁業権で、漁業権を有する者が自らその内容たる漁業を営むものを個別漁業権という。

改正漁業法により新たに定義され、団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、漁場の活用の現況、利害関係人等の意見聴取に対する検討結果等を踏まえ決定する。

【根拠法令】 漁業法（抜粋）

（都道府県による水面の総合的な利用の推進等）

第61条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

（海区漁場計画）

第62条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第136条第1項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第75条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第72条及び第106条第4項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

（海区漁場計画の要件等）

第63条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第2項第一号イからへまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第2項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第2項第一号ニについて、第75条第1項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。

2 都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たっては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

（海区漁場計画の作成の手続）

第64条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して3月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。